平成３０年（フ）第５３号
鹿児島県西之表市桜が丘7779番地114　市住４－203、申立時の住所鹿児島県西之表市鴨女町41番地
債務者　福島　　忠
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第５４号
鹿児島県西之表市桜が丘7779番地114　市住４－203、申立時の住所鹿児島県西之表市鴨女町41番地
債務者　福島　美保
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１９号
鹿児島県伊佐市大口里1344番地２　コズルニュータウン３－１
債務者　園田　洋平
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
福島県伊達郡国見町大字山崎字耕谷３番地４
債務者　大沼　則夫
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　福島地方裁判所

平成３０年（フ）第２５号
福島市南町493番地　沼田方
債務者　服部　広秋
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　福島地方裁判所

平成３０年（フ）第１２号
福島県須賀川市小作田字欠ノ下125番地55
債務者　遠藤　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
福井市文京３丁目１番14号　氷川ハイツ601、旧住所福井市江端町第５号13番地４
債務者　後藤　良雄
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
福井県鯖江市三六町１丁目10番31－１号、旧住所福井県鯖江市三六町１丁目10番31－３号
債務者　福田　　智
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２６号
長野県大町市大町5661番地１　市営住宅中原団地58－４
債務者　月坂みゆき
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３０号
長野県塩尻市大門二番町４番26号　グリーンアレー高砂Ⅱ102
債務者　岡本あけみ
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３５号
長野県安曇野市堀金烏川1274番地３
債務者　片桐　　勝
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第７号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8364番地１
債務者　野澤　志保
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２４７号
兵庫県明石市二見町西二見1940番地の10、前住所神奈川県相模原市南区上鶴間本町１丁目32番19号　レジデンスＫⅠ303
債務者　小林　麻貴
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第９号
高知県幡多郡大月町大字鉾土610番地
債務者　尾崎　一豊
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第１５号
福岡県直方市大字感田2165番地３　市住1155号
債務者　岡西　　茂
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１７号
佐賀県唐津市神田1754番地２　神田県営住宅312号
債務者　坂口　香織（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　佐賀地方裁判所唐津支部